

5 生活に困っている方への支援

I. 生活保護	163
1. 生活保護制度	163
(1) 生活保護の申請	163
(2) 生活保護の受給要件	163
(3) 生活保護の決定	163
(4) 生活保護の種類	164
(5) 生活保護を受けているときの義務	164
(6) 病院を受診するとき	165
(7) 介護保険を利用したとき	165
(8) 生活保護費の支給日	165
II. その他	166
1. 生活困窮者自立支援事業	166
(1) 生活自立相談	166
(2) 住居確保給付金の支給	166
(3) 家計相談支援	167
2. 中国残留邦人等に対する支援給付・地域生活支援	167
(1) 中国残留邦人等に対する支援給付	167
(2) 中国残留邦人等に対する支援相談員	168
3. 行旅病人・死亡人対策	168
(1) 行旅病人・死亡人	168
4. 貸付制度	169
(1) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業	169
(2) 生活福祉資金貸付事業	169

生活に困っている方への支援

I. 生活保護

あらゆる努力をしてもなおいろいろな事情で生活に困っている世帯の最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的としています。

1. 生活保護制度

(1) 生活保護の申請

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

生活保護は、要保護者、その他の扶養義務者又はその他同居の親族からの申請が必要です。

居宅の場合 市役所で直接相談していただくか、民生委員を通して相談してください。市役所までこられない場合は、電話で相談してください。

入院・入所している場合 親族がおられない場合は、病院又は施設を通じて連絡をしてください。

(2) 生活保護の受給要件

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

生活保護を受けるためには、あらゆるものを活用しなければなりません。

- ①能力の活用 自分の能力・体調に応じて、仕事をしなくてはなりません。
- ②資産の活用 活用していない不動産、動産（生命保険・自動車等）は処分して生活費にあてなければなりません。ただし、例外的に保有を認める場合もあります。
- ③扶養義務者からの援助 民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。
- ④他法の活用 年金など他の法律で定める給付等は生活保護法による給付等に優先します。

(3) 生活保護の決定

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

世帯を単位として、「その世帯に応じた**最低生活費**」と「その世帯のすべての**収入**」とを比較して決定されます。「**最低生活費**」とは、世帯構成・世帯員の年齢等により国で決められた一定の基準に基づいて算定した額です。「**収入**」とは、その世帯に入ってくるすべての収入（給与・年金・手当・仕送り等）をいいます。



(4) 生活保護の種類

【問合せ先】保護課 Tel.22-1500

生活保護は次の 8 種類で、金銭または現物により満たすことのできない不足分を補うかたちで扶助されます。

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| ①生活扶助 | 衣食その他、日常生活の需要を満たすための扶助を行います。 |
| ②教育扶助 | 義務教育に必要な、教材費・学用品・給食費などの扶助を行います。 |
| ③住宅扶助 | 住居費・住宅の維持のために必要なものの扶助を行います。 |
| ④医療扶助 | 診療・薬剤・治療材料費等医療費の扶助を行います。 |
| ⑤介護扶助 | 要介護者、要支援者に対し介護保険に相当するサービスの扶助を行います。 |
| ⑥出産扶助 | 分べんの介助費用等の扶助を行います。 |
| ⑦生業扶助 | 生業に必要な資金・技能の修得のための費用及び高等学校等就学費を扶助します。 |
| ⑧葬祭扶助 | 火葬料等、葬祭に必要な費用を扶助します。 |

(5) 生活保護を受けているときの義務

【問合せ先】保護課 Tel.22-1500

①収入・資産について、収入申告書、資産申告書の提出が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 給料をもらったときは毎月。 イ) 新たに収入があったとき。 ウ) 年金・手当・仕送りなど定期的な収入の額が変わったとき。 エ) 資産を売ったとき、または資産をもらったとき。 オ) その他、臨時的な収入があったとき。
②暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 家族に変わったことがあったとき（出生・死亡・転出・転入・入院・退院・入学・卒業・退学・交通事故など）。 イ) 仕事を始めたり、やめたり、または変わったりするとき。 ウ) 転居するとき、または家賃・地代が変わるとき。 エ) その他、生活状態が変わったとき。
③生活保護を受けなくても生活できるように、自立のための努力をしなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 能力に応じて勤労に励まなくてはなりません。 イ) お金は計画的に使い支出の節約を図り、生活の維持・向上に努力すること。（借金や家賃の滞納などはしない。パチンコやポーカーなどギャンブルをしない。） ウ) 親・子・兄弟姉妹には扶養の義務があるので、できるだけ援助をしてもらうこと。 エ) 他の制度によって援助を受けられるときは、必ず手続をして活用すること。
④資産の保有には限度があります。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 自動車及びバイクの保有は原則として認められません。また、他人名義の車の使用も認められません。 イ) 生命保険加入は、原則として認められません。 ウ) 生活用品で、一般世帯との均衡上、日常生活にふさわしくないもの（貴金属・骨董品・ピアノなど）及び、当該物品の普及率が当該地域の 70%に満たない物品は、原則として保有は認められません。 エ) 処分指導を受けている資産、特に不動産は早急に処分するよう努力してください。
⑤福祉事務所の指導・指示に従ってください。	<ul style="list-style-type: none"> ア) 適正な保護を実施するためには、あなたの生活の状況を知る必要があります。そのため、地区担当員が家庭などを訪問し、調査を行います。必要に応じて指導・指示を行うことがあります。 イ) 指導・指示に従わなかったときは、保護を「停止」、または「廃止」する場合がありますので注意してください。

(6) 病院を受診するとき

【問合せ先】保護課 Tel.22-1500
各支所地域総務課
各出張所

初診時に、保護課または各支所若しくは出張所で「傷病届」を提出し、医療要否意見書（支所・出張所の場合は診療依頼書）をもらい、それを持って受診してください。その際は、保護金品支給証明書を持参ください。保護金品支給証明書だけでは受診できません。

ただし、緊急の場合は、事前に保護課に電話してから受診した後「傷病届」を提出ください。

(7) 介護保険を利用したとき

【問合せ先】保護課 Tel.22-1500

65歳以上になると介護保険が利用できるようになります。生活保護受給者については、自己負担分(利用料1割)は介護扶助費から支給することとなりますので、自己負担金は不要となります。

(8) 生活保護費の支給日

【問合せ先】保護課 Tel.22-1500

保護費は毎月5日（5日が土・日曜・祝祭日のときはその前日）に支給します。ただし、1月分に限っては12月に繰り上げ支給をします。世帯主の口座に直接振り込みとなります。口座をお持ちでない方は、“印鑑”と“保護金品支給証明書”を持参し、保護課でお受け取り下さい。

II. その他

1. 生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、いわゆる「第2のセーフティネット」を構築するために相談窓口を設置して、生活自立相談、住居確保給付金の支給、家計相談支援を行います。

(1) 生活自立相談

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン（本人の課題、目標、行動、支援内容等を記載した計画）を作成、支援サービスの提供等により社会的自立に向けた支援を行います。

■ 相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～12時、13時～17時（祝祭日を除く。）

(2) 住居確保給付金の支給

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

離職者等であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又はそのおそれがある方に対し、家賃相当の給付金を有期で支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。

■ 対象者要件

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失していること又は住居を喪失するおそれがあること。
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- ④ 申請日の属する月における申請者及び同一世帯に属する者の収入の合計額が次のとおりであること。

1人世帯	7万8千円に家賃額を加算した額以下
2人世帯	11万5千円に家賃額を加算した額以下
3人世帯	14万円に家賃額を加算した額以下
4人世帯	17万5千円に家賃額を加算した額以下
5人世帯	20万9千円に家賃額を加算した額以下
6人世帯	24万2千円に家賃額を加算した額以下
7人世帯	27万5千円に家賃額を加算した額以下
8人世帯	30万8千円に家賃額を加算した額以下
9人世帯	33万7千円に家賃額を加算した額以下
10人世帯	36万6千円に家賃額を加算した額以下
- ⑤ 申請日における、申請者及び同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次のとおりであること。

1人世帯	46万8千円以下
2人世帯	69万円以下
3人世帯	84万円以下
4人世帯	100万円以下
- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、求職活動を行う等、自立に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■ 支給

① 支給額

賃貸住宅の家賃額（ただし、上限は生活保護費住宅扶助基準額）

※世帯の月収合計額が基準額を超える場合は、下記の計算式により算出される金額を支給します。

1人世帯	78,000 円+家賃額一月収
2人世帯	115,000 円+家賃額一月収
3人世帯	140,000 円+家賃額一月収
4人世帯	175,000 円+家賃額一月収
5人世帯	209,000 円+家賃額一月収
6人世帯	242,000 円+家賃額一月収
7人世帯	275,000 円+家賃額一月収
8人世帯	308,000 円+家賃額一月収
9人世帯	337,000 円+家賃額一月収
10人世帯	366,000 円+家賃額一月収

② 支給期間

原則 3 か月間（ただし、一定の要件を満たす場合、3 か月ごとに延長可能（最長 9 か月））

■ 相談

ハローワークの職業相談等と連携して、就労支援専門員が福祉事務所で相談に応じます。

相談日時 月曜日～金曜日 8時30分～12時 13時～17時（祝祭日を除く）

(3) 家計相談支援

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援します。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを行い、早期の生活再生に向けた支援を行います。

2. 中国残留邦人等に対する支援給付・地域生活支援

中国残留邦人等が、老後に安定した生活を送ることができるよう、また、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう支援します。

(1) 中国残留邦人等に対する支援給付

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき支援給付を行います。支援給付を受けるには申請が必要です。

■ 支援の経緯

① 平成 20 年 4 月から開始された支援

- ア) 国が保険料を負担して納付することにより、満額の老齢基礎年金等を支給
- イ) 満額の老齢基礎の年金等の支給を受けてもなお生活の安定が図れない場合、従来の生活保護に代わり支援給付を支給

② 平成 26 年 10 月から開始された支援

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受けている「特定配偶者」に対して、配偶者支援金（満額の老齢基礎年金の 3 分の 2 相当額）を支給

※特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者である方をいいます。

■ 対象者

①「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる方とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【老齢基礎年金の満額支給】の対象となる方

本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太残留邦人を含む）で次の全ての要件を満たす方
（特定中国残留邦人等という。）

◆明治 44 年 4 月 2 日以降に生まれた方

◆昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた方

（昭和 22 年 1 月 1 日以降に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして、厚生労働大臣が認める 60 歳以上の方を含みます。）

◆永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している方

◆昭和 36 年 4 月 1 日以降に初めて永住帰国した方

※対象となるためには、厚生労働省への申請が必要となります。

②支援給付を受けている特定中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者で世帯の収入が一定の基準に継続して満たない方

③平成 20 年 4 月 1 日前に 60 歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で生活保護を受給していた方で世帯の収入が一定の基準に継続して満たない方

■ 給付内容

「生活保護制度」の例により、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付等を支給します。

(2) 中国残留邦人等に対する支援相談員

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

中国残留邦人等の方々を対象として、中国残留邦人等に理解が深く、中国語の通訳ができる「支援相談員」が福祉事務所で相談等に応じます。

3. 行旅病人・死亡人対策

(1) 行旅病人・死亡人

【問合せ先】保護課 TEL22-1500

行旅中の病気等により歩行が困難で療養の途がなく、かつ、救護する者がいない場合や行旅中の死亡で引取者がいない場合に、警察官が救護等の必要があると認めて引き渡した者などに対応します。

4. 貸付制度

(1) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100

- ①対象世帯 諫早市内に3か月以上居住し、臨時の出費または収入欠如のため、生活を維持することが困難で、応急的な資金を必要とし、必要な資金の融通を他から得ることが困難と認められる方。
- ②貸付限度額 7万円（特に必要がある場合10万円）
- ③連帯保証人 1名（原則諫早市内在住者）
- ④償還期限 貸付の日から3年以内（うち3ヶ月以内の据置期間を設けることができる）
- ⑤利息 無利子

(2) 生活福祉資金貸付事業 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100 または 地区民生委員

- ①対象世帯
 - ア) 収入が少なく生活が困難な世帯（世帯の年間所得が生活保護基準の概ね1.7倍程度までの世帯）
 - イ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。もしくはその方のいる世帯
 - ウ) 日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯
 - エ) 上記の世帯であって、他から融資を受けることが難しい世帯

■ 生活福祉資金貸付・償還までの流れ

①借入相談・申込（諫早市社会福祉協議会へ）

申込人	65歳以下の世帯主（または生計中心者） ※他の生活福祉資金貸付の連帯保証人でないこと
連帯保証人	原則1名必要
貸付利息	総合支援資金・福祉資金…連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5% 教育支援資金…無利子 不動産担保型生活資金…年3%または当該年度4月1日現在の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

②申請書類の送付（諫早市社会福祉協議会から長崎県社会福祉協議会へ）

申請書類	借受人：借入申込書、住民票、所得証明書、見積書、合格通知書など 諫早市社会福祉協議会：調査意見書、生活福祉資金審査資料など
------	--

③貸付決定から資金借用まで

決定通知	県社協での審査の後、市社協を通じて決定を連絡
借用書提出	借用書、印鑑登録証明書等の必要書類を揃えて市社協を通じて県社協へ提出
資金借用	県社協から借受人へ直接送金

④償還

借入金返済	据置期間後、口座引落（月賦返済）による償還 教育支援資金の場合は、卒業若しくは退学した翌月から起算し、据置期間後償還開始
-------	---

生活福祉資金貸付条件等一覧		
資金の種類		内 容
1 総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間:原則3ヶ月とし、最大12ヶ月(延長は3ヶ月ごと3回)以内
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	(3)一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計の維持に必要な経費 ⑦介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費等 ⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ⑨冠婚葬祭に必要な経費 ⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑪就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費
	(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付け
3 教育支援資金	(1)教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費
	(2)就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費
資金の種類		内 容
4 不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその居住に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
5 臨時特例つなぎ資金		離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費